

8. 事例7ー八尾市（大阪府）

8. 1. 取組概要

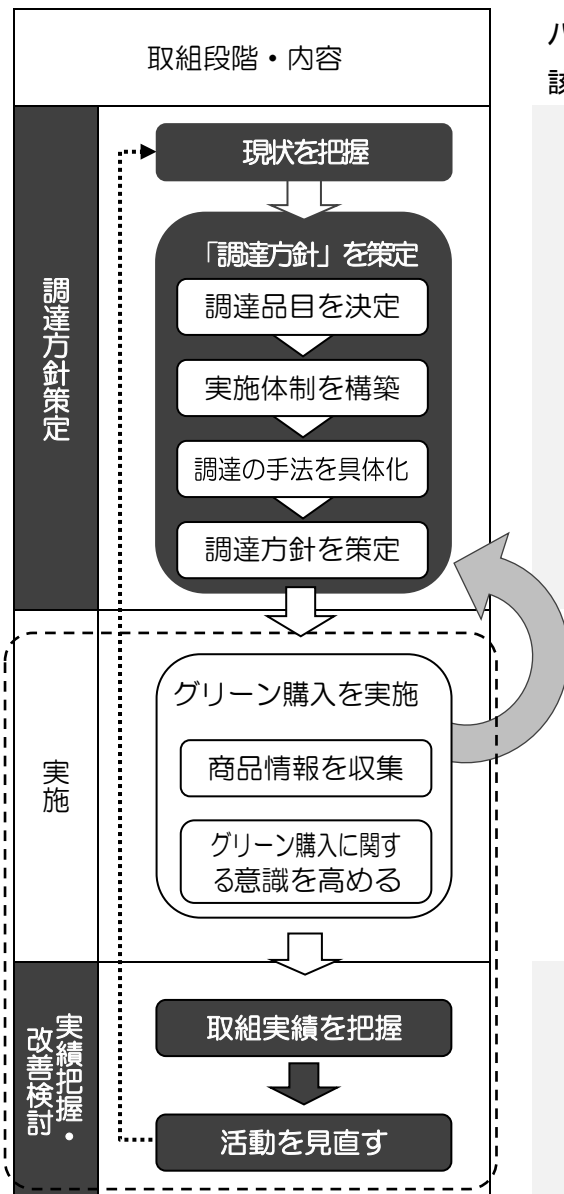
【八尾市の取組のポイント】

平成20年度にグリーン調達方針を策定し、組織的なグリーン購入を推進してきましたが、長期にわたって見直しが行われず、取組の形骸化と停滞が見られるため、職員一人ひとりが改めてグリーン購入を意識して取り組めるように、特定調達品目、判断基準、調達実績の集計方法を見直した事例です。

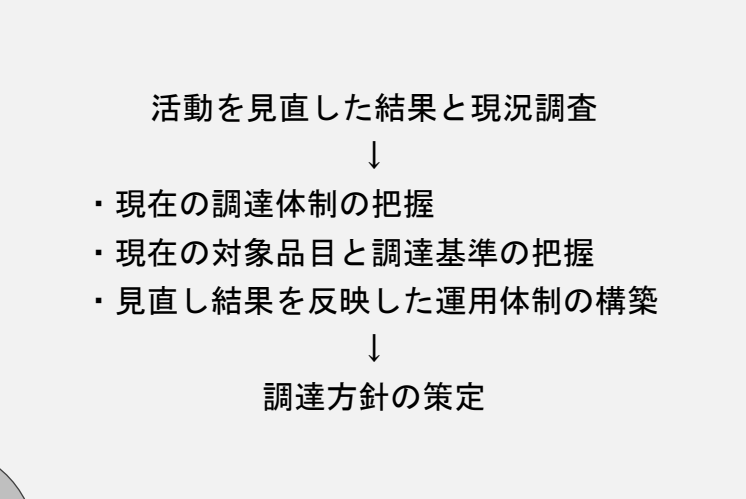
■グリーン調達方針の改定

- ・対象品目と判断基準の見直し
- ・調達実績の集計様式の見直し

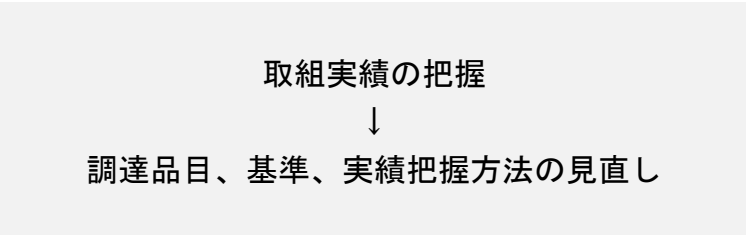
<グリーン購入の事例>



八尾市の取組は「調達方針策定」「実施把握、改善検討」に該当します。



グリーン購入の実施段階、実績把握段階を想定して、調達方針を見直します。



8. 2. グリーン購入調達方針の改定①ー現状を把握する

八尾市は、平成 20 年度に独自にグリーン調達方針を策定して以降、庁内全体でグリーン購入の推進にかかる取組を行う仕組みを構築してきましたが、年月が経つにつれて、取組そのものが形骸化し、停滞していました。こうした状況を踏まえ、組織におけるグリーン購入の位置付けや品目ごとの調達基準と調達担当課、調達方法や調達実績の把握の有無等の実態把握に着手しました。

(1) 現在の調達品目

確認事項 1 既に調達している物品・サービスの中でグリーン購入が行われている品目はあるか。

現状把握 1

- ・「八尾市グリーン調達方針」では、対象物品の判断基準はグリーン購入法に基づく国の基本方針と同等としており、特定調達品目 21 分野のうち、温水機器等、制服・作業服、設備、公共工事の 4 分野を除き、グリーン購入に取り組むこととしている。
- ・各課の購入物品について、方針が徹底されていない可能性があったことから、一部の品目について環境ラベルや環境表示が付いているか調査を行った。

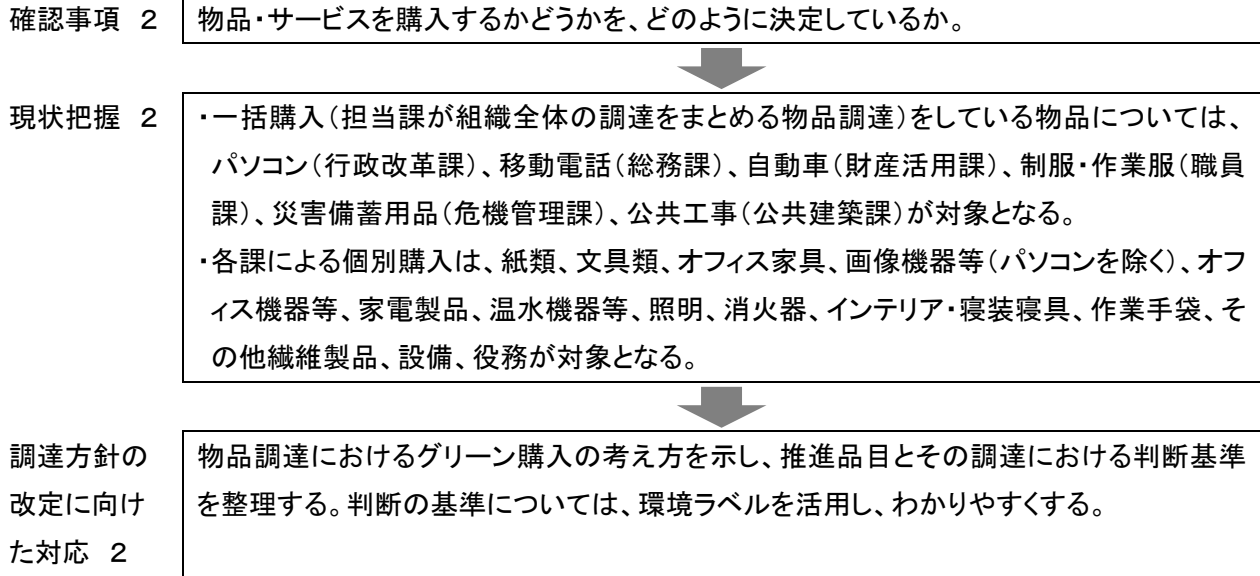
【環境ラベル・環境表示が付いていることが確認できた購入物品】

コピー用紙(総合評価値 80、エコマーク)
トイレトペーパー(エコマーク)
筆記具(エコマーク)
パソコン、コピー機、プリンタ(国際エネルギースタープログラム)
自動車(低排出ガス車認定制度、燃費基準達成者ステッカー)
蛍光灯(Hf インバータ表示)
消火器(エコマーク)
広報誌:印刷(植物油インキマーク)

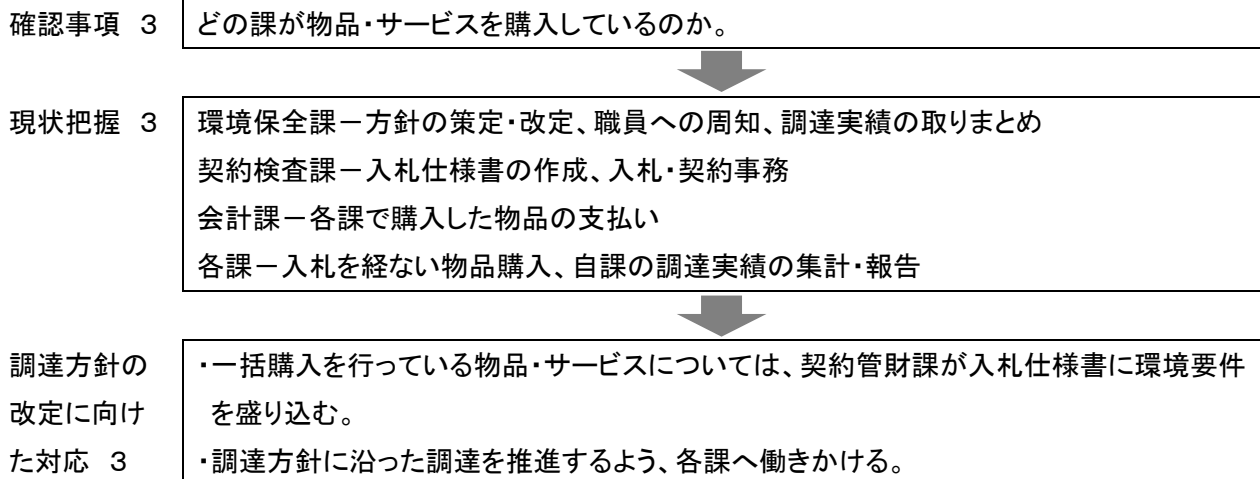
調達方針の改定に向けた対応 1

- ・環境物品等を購入できている分野については、グリーン購入対象品目に加えるよう調整する。
- ・グリーン購入に取り組めていない分野については、現状における購入方法の調査を行う。

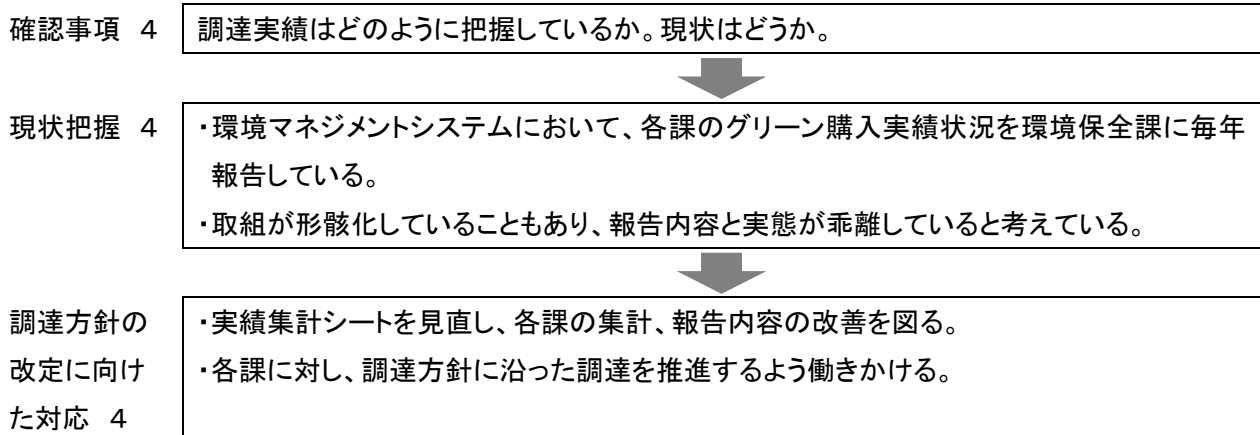
(2) 現在の調達仕様



(3) 現在の調達体制・手順



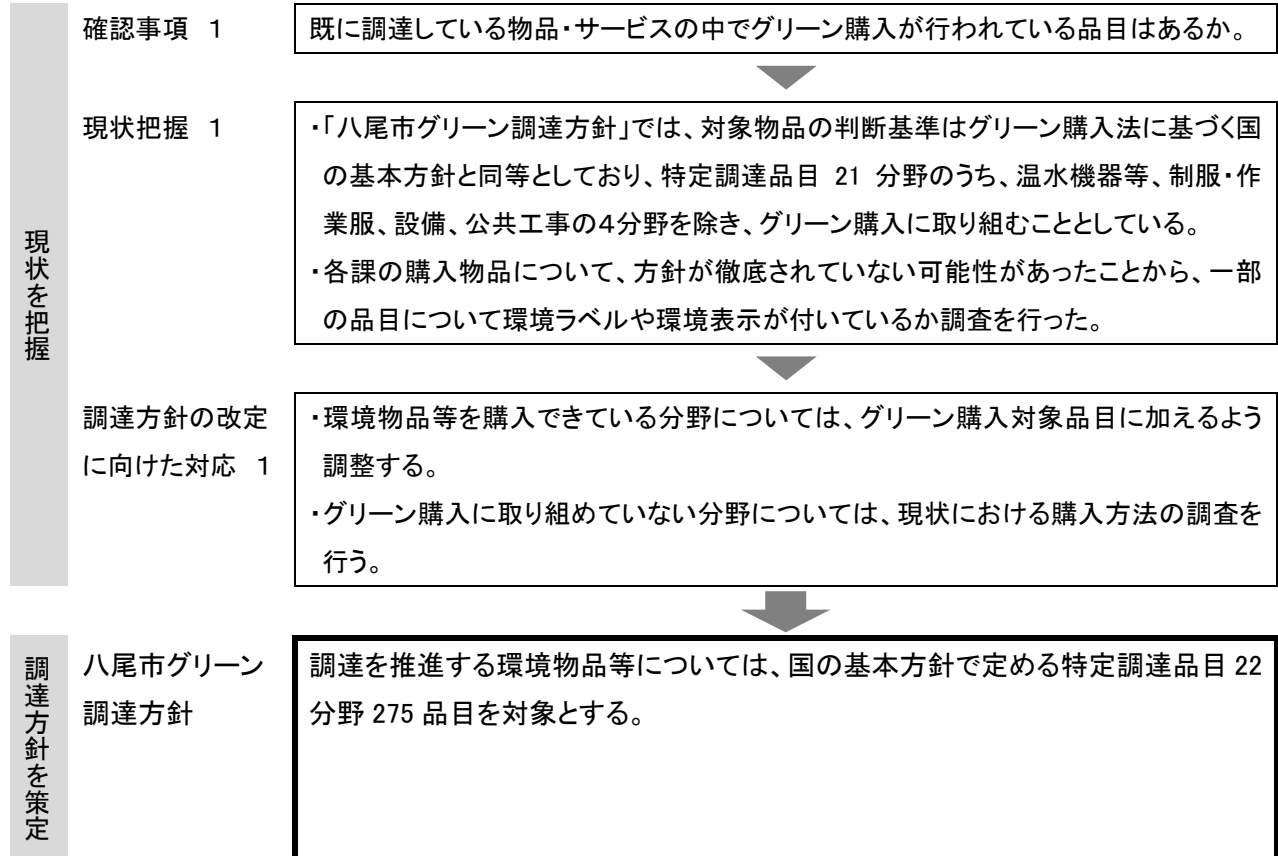
(4) 現在の実績把握・公開方法



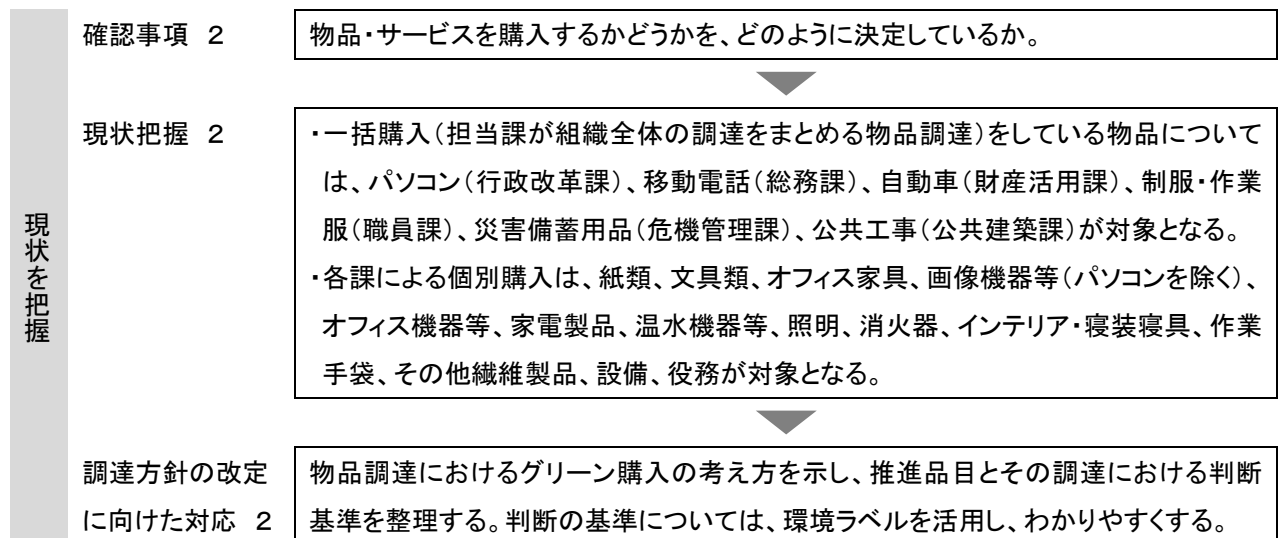
8. 3. グリーン購入調達方針の改定②ー「八尾市グリーン調達方針」の改定

八尾市では、現状把握の結果に基づき、グリーン購入の対象品目や調達基準の設定、運用方法、調達実績の集計方法を検討し、「八尾市グリーン調達方針」を改定しました。

(1) 調達品目の検討



(2) 調達仕様の検討



八尾市グリーン
調達方針

- ・調達に関する基本原則を定め、物品を購入する際には、その必要性を十分に考慮し、調達目的に支障のない範囲で環境負荷の小さい物品の購入に努める。
- ・物品を購入する際は、仕様書にグリーン購入の判断基準を明記し、「判断基準」に合致するものを購入するよう努める。

(3) 調達体制・手順の検討

確認事項 3

どの課が物品・サービスを購入しているのか。

現状把握 3

環境保全課－方針の策定・改定、職員への周知、調達実績の取りまとめ
 契約検査課－入札仕様書の作成、入札・契約事務
 会計課－各課で購入した物品の支払い
 各課－入札を経ない物品購入、自課の調達実績の集計・報告

調達方針の改定
に向けた対応 3

- ・一括購入を行っている物品・サービスについては、契約管財課が入札仕様書に環境要件を盛り込む。
- ・調達方針に沿った調達を推進するよう、各課へ働きかける。

八尾市グリーン
調達方針

調達方針に、各分野における判断基準のラベル・表示を明記した。

- 一括購入する物品
画像機器等(パソコンのみ)、自動車、制服・作業服、災害備蓄用品、公共工事
- 個別購入する物品
紙類、文具類、オフィス家具、画像機器等(パソコンを除く)、オフィス機器等、家電製品、温水機器等、照明、消火器、インテリア・寝装寝具、作業手袋、その他先生製品、設備、役務

(4) 実績把握・公開方法の検討

確認事項 4

調達実績はどのように把握しているか。現状はどうか。

現状把握 4

- ・環境マネジメントシステムにおいて、各課のグリーン購入実績状況を環境保全課に毎年報告している。
- ・取組が形骸化していることもあり、報告内容と実態が乖離していると考えている。

調達方針の改定
に向けた対応 4

- ・実績集計シートを見直し、各課の集計、報告内容の改善を図る。
- ・各課に対し、調達方針に沿った調達を推進するよう働きかける。

八尾市グリーン
調達方針

- ・実績集計シートを購入都度入力するフォーマットに置き換える。
- ・実績報告は年に1度、環境マネジメントシステムの運用に沿って対応する。

【参照した情報】

- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針（グリーン購入法に基づく国の基本方針）
- ・グリーン購入の調達者の手引き（平成31年2月環境省）
- ・甲賀市グリーン購入調達方針
- ・函館市グリーン購入推進ガイドライン
- ・近江八幡市グリーン購入運用マニュアル
- ・瀬戸市グリーン購入調達方針
- ・愛荘町グリーン購入実績入力表

8. 4. 関連資料

八尾市グリーン調達方針

1. 八尾市グリーン調達方針について

気候変動による異常気象が市民の生活や経済等に与える影響がますます深刻化する中、世界共通の目標として、2015年にSDGs（持続可能な開発目標）が採択された。

SDGsでは目標12「持続可能な消費と生産のパターンを確保する」において、ターゲット12.7「国内の政策や優先事項に従って持続可能な公共調達の慣行を促進する。」が位置づけられており、日本では目標達成の指標として国等の機関のグリーン購入が位置づけられている。

地球温暖化を中心とした社会的課題の解決には、消費と生産のあり方を見直し、経済社会のあり方そのものを環境負荷の少ない持続的な発展が可能なものに変革していくことが不可欠である。そのためには、まず市役所が率先垂範となって積極的にグリーン購入を実践していく姿勢が求められる。

このような状況を踏まえ、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」（グリーン購入法）第10条第1項の規定により、本市のあらゆる事業活動において、グリーン購入を効果的に推進していくため、八尾市グリーン調達方針を定める。

2. 適用範囲

調達方針の適用範囲は、八尾市の全ての機関が直接調達する原材料、部品、製品などの物品や役務等（以下「物品等」という。）とし、リース及びレンタル契約であっても、新たに機器を調達する場合、及び使用していた機器を変更する場合等は、調達方針を適用する。

3. 特定調達品目及び特定調達物品等

各機関において、重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類（以下「特定調達品目」という。）及びその判断の基準並びに配慮事項は別記のとおりとする。なお、判断の基準を満たすもの（以下「特定調達物品等」という。）の調達目標は7.のとおり。

また、特定調達品目に該当しない物品等の購入にあたっては、可能な限り環境に配慮した製品を選択すること。

4. 環境ラベル等の活用

物品等を調達するに当たり、参考となる環境ラベルを、別表に示す。なお、表中の環境ラベルの中でも、可能な限り環境負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

また、表の環境ラベルが貼付されていても、必ずしも調達方針を満たしているとは限らないことに注意すること。

5. グリーン調達以外の調達

グリーン調達にあたり、特定調達物品等が確認できない場合、品質、性能、特殊な用途等により選択することが不可能な場合等においては、本方針に適合しない物品を調達することができる。

また、特定調達物品等を調達することにより、価格が高くなる場合であっても、購入量を適正化する等の方法により、グリーン調達を優先するものとする。

ただし、予算措置の状況等からグリーン調達が困難な場合はこの限りでない。

6. グリーン購入手順

各グリーン調達の手順は以下のとおりである。なお、この手順は契約検査課発注の場合であるが、主管課発注についても、準じて行うこととする。

7. グリーン購入推進目標

※令和2年度については目標値を定めず実績把握に努め、令和3年度から分野ごとの目標値を設定するものとする。